

第2次静岡市市民活動促進基本計画の概要

1. 経緯等

- (ア)この計画は、平成19年4月に制定された「静岡市市民活動の促進に関する条例(以下、市民活動条例)」第8条に基づき、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのものです。
- (イ)この計画は、平成20年3月に策定した第1次静岡市市民活動促進基本計画〔4か年計画・平成20～23年度〕(以下、基本計画)の計画期間が平成23年度をもって、終了するため、第2次基本計画として策定しました。
- (ウ)この計画は、学識経験者、市民活動団体代表者、市民委員12名で構成する市民活動促進協議会に諮問し、その答申を受け策定したものです。
- (エ)この計画は上位計画である静岡市基本構想に基づく「総合計画(基本計画)」の中の分野の総論の項目である市民活動について記述した計画と位置づけ、その他分野別計画や分野別計画に係る個別計画等との整合性を図りつつ策定をし、市民活動を促進するための事業を推進していきます。

2. 市民活動促進協議会協議期間

平成23年8月1日(第1回)～平成23年12月9日(第4回)

3. 計画方針 委員の市民活動実践者としての思いや現場経験を尊重しました。

市民活動促進条例、第1次市民活動促進基本計画等の流れを継承し、これまでの市民活動促進協議会での審議や、本市の施策など、積み重ねられた取り組みや考え方を尊重しています。

4. 内容 市民活動を促進させる具体的な施策

市民の参加促進 (例:市民に市民活動を正しく理解を求める施策、市民活動センターを市民活動の情報発信に活用する など)

市民活動の促進 (例:市民が優れた活動を行うNPOを見分けられる仕組みづくり、NPO同士のネットワークづくりなど)

協働事業の促進 (例:NPO事業フェアの開催、NPO団体間や企業や教育機関など多様な団体との交流の深化など)

5. 計画期間 平成24年度～平成26年度(3ヵ年計画)

今回の計画は、国のNPO法が3年後に改正される予定になっていること、計画の終了期間を総合計画と合わせるための計画であるために3年計画としています。

6. 基本指標

ボランティア数

10,587 人 (H22) 13,000 人 (H26)

市民活動を支えるボランティアを増やし、市民の参画をすすめます

市民活動センター利用登録団体数

556 団体 (H22) 750 団体 (H26)

市民活動センターの利用を増やし、市民活動団体への支援と、市民と市の協働の基礎づくりをすすめます。

常勤・有給スタッフ 1 人以上の市民活動団体数

94 団体 (H22) 140 団体 (H26)

活発に活動できる安定した組織をもった市民活動団体を増やします。

単年度ごとの協働事業数

152 事業 (H21) 165 事業 (H26)

市民活動団体と市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う協働事業を増やします。

7. パブリックコメントの実施

平成 24 年 1 月 20 日 ~ 平成 24 年 2 月 18 日

市民意見は 1 件

意見の主な内容は、本計画の目的と計画内の数値の根拠について質問がありました。

8. 担当課 生活文化局市民生活部市民生活課